

これからの時代に相応しい料金体系のあり方について

1 神奈川県営水道を取り巻く状況

(1) 水需要と水道料金収入の動向

- ・ 水需要は減少傾向で推移しており、有収水量の構成は、昭和40年には約5割を占めていた「業務用」が、令和元年度には2割以下まで減少し、「家事用」が8割以上を占める状況となっている。
- ・ 水道料金収入も有収水量と同様に減少傾向で推移しているが、有収水量の減少率以上に料金収入が減少している。

(2) 今後の経営環境の見通し

- ・ 給水区域内の人口、世帯数は減少していくものと見込まれており、水需要は長期的に減少傾向が続くことは避けられず、特に世帯数が減少に転じれば、水道料金収入の減少が加速するものと見込まれる。
- ・ 多くの水道施設が順次更新時期を迎えることや、自然災害が激甚化、頻発化しているため、水道施設の耐震化等を講じ、災害に強い水道づくりを着実に進める必要があることから、建設改良事業費の大幅な増加が必至である。

2 これからの時代に相応しい料金体系のあり方

現在の料金体系の特徴ごとの課題を検証しつつ、これからの時代に相応しい料金体系のあり方について、方向性を取りまとめた。

(1) 用途別・逦増制

・ 「家事用」と「業務用」に大別した上で、家事用を安価とし、業務用に多くの負担を求める「用途別」の料金体系

・ 使用水量が多くなるほど、従量料金の単価を高額とする「逦増制」

- ・ 「家事用」では一戸当たり使用水量が減少し、「業務用」では産業のソフト化等により多量使用者が減少するなど、使用水量全体が減少する中で水需要の構造も変化していることから、用途別の料金体系を維持する合理性は薄れてきている。
- ・ 製造業などの多量使用者が減少している現在においては、「業務用」が「家事用」を補うといった構造が崩れつつある。
- ・ 水道使用者は、一人ひとりが水道事業を支える一員であり、受益と負担の観点から、水道使用者が受ける各々のサービスの量（受益）に着目して負担を求めることが適当と考えられる。
- ・ 水道メーターの口径の大きさによってサービスの量（受益）を計れば、その口径に応じた費用負担を求めることが可能となるため、口径別料金体系への転換が望ましい。
- ・ 有収水量の減少にしたがって水道料金の減収幅が大きくなり、逦増度が高いほど減収影響が顕著に現れることになる。
- ・ 逦増制は水需要を抑制する目的で導入されたが、既に水需要を満たす水源が確保された現在においては、生活用水への配慮という観点から逦増制を維持しつつ、逦増度について緩和していくことを検討する必要がある。

(2) 二部料金制（基本料金、従量料金）

水道の使用の有無に関わらず負担する「基本料金」と、使用水量に応じて負担する「従量料金」とを組み合わせた「二部料金制」

- ・ 神奈川県営水道の固定的経費が経費全体の約 91%であるところ、水道料金収入における「基本料金」の割合が約 24%であり、今後、「従量料金」の減収が続くと固定的経費が十分に回収されず、事業運営に支障をきたすことが懸念される。
- ・ 多量使用者ほど、水を送り届けるために必要な施設規模の維持に要する経費が増すが、「基本料金」は一律の金額（710 円）となっているため、結果として「基本料金」の負担が軽減されているという実態がある。
- ・ 大口径で整備したにもかかわらず、水道の実績使用量が極めて少ない者については、大口径で水道供給を受けるための固定的経費を満足に負担していない、いわゆる「フリーライダー」として問題点が指摘されている。
- ・ 水需要の減少が続くと見込まれる中で水道事業を安定的に維持するためには、低廉な生活用水を供給することにも配慮しつつ、固定的経費を「基本料金」で回収する割合をできる限り高めていくべき。
- ・ 「フリーライダー」への対策として、例えば、固定的経費を回収する割合に差をもたせた複数の「基本料金」を設定して、できるだけ固定的経費を回収できるように努めるなど、料金体系を工夫していく余地がある。

(3) 基本水量

従量料金の負担なしで使用できる「基本水量」（1 か月あたり 8 m³）を一律に設定

- ・ 「基本水量」以内であれば使用水量に関わらず水道料金が一律であるため、使用水量に見合った負担を求めることができない。
- ・ 公衆衛生向上の観点から、水道を普及させ清浄な水の使用を促すことを目的に導入されていることから、既に水道普及率がほぼ 100%に達していることに鑑みれば目的は達成されたものと考えられる。
- ・ 公衆衛生の水準を維持していくことは引き続き水道事業の重要な役割であることに変わりはないため、廃止の是非を含め料金体系全体の総合的な観点から検討していく必要がある。

3 料金体系と併せて検討すべき課題

(1) 水道利用加入金

- ・ 水源開発等の財源確保に大きな役割を果たしてきた。既存水道施設の整備に対する新旧使用者間の負担の均衡等の役割は残っているものの、水源開発等の終了により制度の意義が薄れつつある。
- ・ 廃止を含め抜本的な見直しを検討する必要があるが、水源開発等に係る企業債の元利償還が継続している間は、継続もやむを得ないと考える。
- ・ 水道利用加入金は水道事業の収入の大きな柱でもあることから、水道料金のあり方と連動して総括的に検討を進めていく必要がある。

(2) 減免制度

- ・ 地方公営企業においては、受益者負担の原則になじまない経費については、独立採算の対象から外して一般会計において負担すべきものとされており、福祉等の施策としての減免等に係る費用は一般会計で賄うべきものとする。
- ・ 有収水量の増に繋がる減免制度は、財源確保につなげる一つの方策と考えられるが、効果等の検証を適切に行う必要があること、水道使用者の負担の公平という観点から時限的に行われるべきものであることに留意する必要がある。

4 将来にわたる安定経営の持続に向けて

(1) 長期財政収支見通し

- ・ 水道施設の更新等には相当な期間が必要であり、少なくとも数十年単位の長期計画を策定して着実に進めなければならない。
- ・ 必要となる事業費を見積った上で財政収支を見通して、その見通しに基づいて適切に水道料金を設定することにより、事業を確実に実施していくことが重要である。

(2) 水道料金の設定と定期的な検証

- ・ 改正水道法では、「長期的な収支見通しの作成」と「見通しに基づく水道料金の設定」、「これらの定期的な検証」を求めている。
- ・ 料金設定する際に基準とする期間について、日本水道協会の水道料金算定要領では、「概ね将来の3年から5年を基準とする」とされている。
- ・ 神奈川県営水道においても、長期的な財政収支見通しに基づき3年から5年程度を基準として水道料金を設定することが望ましい。
- ・ 社会経済状況の変化等にも機動的に対応できるように、水道料金の妥当性を定期的に検証する仕組みも検討すべきと考える。

(3) 水道使用者の理解促進

- ・ 水道使用者の理解と協力を得ていくことが不可欠。併せて、一人ひとりの水道使用者が料金を負担することで水道事業を支えているという意識の醸成も必要である。
- ・ 神奈川県営水道の将来像を明確にした上で、事業や資本投資の規模、収支の見通しなどを分かりやすく情報発信し、理解を深めてもらう努力をしなければならない。水道使用者からの声を事業へ反映させていくことも重要である。

5 おわりに

事業費の大幅な増加と人口の減少は目前に迫っていると考えられることから、本意見書を基に更に議論を深め、早期に今後の料金体系・料金水準について方向性を示すことが望ましい。